

# 滋賀県過疎地域持続的発展方針(案)【概要版】

※新方針で新たに追加・修正した内容は赤字下線で記載

## 1 滋賀県過疎地域持続的発展方針の位置づけ

【経緯・内容】  
 ・昭和45年4月1日に「過疎地域対策緊急措置法」が10年間の時限立法として施行されて以来、これまで5回の時限立法が制定。  
 ・**令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定(20年ぶりに新たな法律が制定)。**  
 ・本方針は、県内の過疎地域の現状や過疎地域を抱える市の取組等を踏まえ、法第7条の規定に基づき、過疎地域の**持続的発展**を図るための大綱となるものであると同時に、法に基づき策定される過疎地域**持続的発展**市町村計画や過疎地域**持続的発展**県計画の指針となるもの。  
 【方針の期間】  
 方針策定日～**令和8年3月31日**  
 【過疎地域指定の状況】  
 長浜市(旧虎姫町※、旧木之本町※、旧余呉町、旧西浅井町※)、高島市(旧朽木村) ※新たに過疎地域の要件を満たす地域

## 2 過疎地域の現状と課題

### (1) 過疎地域の人口の動向 ((%)の上段は昭和50年からの伸率、下段は平成2年からの伸率)

	S50年	S60年	H2年	H7年	H17年	H27年
旧虎姫町	6,122	6,341	6,244	6,007	5,582	4,840
	-	3.6%	2.0%	-1.9%	-8.8%	-20.9%
	-	-	-	-3.8%	-10.6%	-22.5%
旧木之本町	10,536	10,453	10,011	9,628	8,519	7,155
	-	-0.8%	-5.0%	-8.6%	-19.1%	-32.1%
	-	-	-	-3.8%	-14.9%	-28.5%
旧余呉町	5,129	4,900	4,672	4,417	3,931	3,142
	-	-4.5%	-8.9%	-13.9%	-23.4%	-38.7%
	-	-	-	-5.5%	-15.9%	-32.7%
旧西浅井町	5,160	5,312	5,176	5,025	4,622	4,000
	-	2.9%	0.3%	-2.6%	-10.4%	-22.5%
	-	-	-	-2.9%	-10.7%	-22.7%
旧朽木村	3,162	2,815	2,616	2,603	2,310	1,837
	-	-11.0%	-17.3%	-17.7%	-26.9%	-41.9%
	-	-	-	-0.5%	-11.7%	-29.8%
県全体	985,621	1,155,844	1,222,411	1,287,005	1,380,361	1,412,916
	-	17.3%	24.0%	30.6%	40.0%	43.4%
	-	-	-	5.3%	12.9%	15.6%

・平成27年の人口は昭和50年と比べ、いずれの区域も20パーセント以上減少しており、特に旧朽木村区域で**41.9%**、旧余呉町区域で**38.7%**の減少と人口減少が著しい状況。  
 ・平成27年国勢調査において、過疎地域における65歳以上の人口比率はいずれの区域も30%以上であり、特に旧朽木村区域で**41.6%**、旧余呉町区域で**38.0%**と県全体の**23.9%**を大きく上回る。 **※旧木之本町:34.7%、旧西浅井町:34.4%、旧虎姫町:30.6%**

### (2) 過疎地域の産業の動向

・昭和50年と比べ、全県的に第1次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加している。しかし、依然として、過疎地域における第1次産業の就業者数の割合は、県全体と比較すると、高い状態にある。

※第1次産業の就業者数の割合(平成27年国勢調査) 県全体:**2.6%**  
 旧朽木村区域:**15.4%**、旧余呉町区域:**7.8%**、旧西浅井町:**6.3%**、旧木之本町:**4.3%**、旧虎姫町:**3.0%**

### (3) 過疎地域の施設整備の状況

#### ア) 道路の改良率

・県道の改良率		・市道の改良率	
長浜市	71.3%(70.6%)	長浜市	72.0%(71.7%)
高島市	76.4%(75.7%)	高島市	51.3%(38.9%)
県全体	67.4%(76.5%)	県全体	62.4%(59.7%)

県道、市道については、県全体の改良率からみて、改良が進んできているが、未改良の部分も見られる。  
 ※県道の県全体の改良率が下がっているのは、整備された県道が市道等に移管されたことによる。

#### ウ) 児童生徒数と小中学校数

	児童数	小中学校数
旧虎姫町	234人	1校
旧木之本町	285人	3校
旧余呉町	84人(179人)	1校(1校)
旧西浅井町	176人	2校
旧朽木村	58人(91人)	2校(2校)
県全体	81,054人(83,457人)	220校(230校)

1校あたりの児童数、生徒数については、県全体と比べると大幅に少なく、旧朽木村において特に少ない状況。

### (4) 過疎地域の課題

- ・集落の維持、活性化(コミュニティ機能の低下への対応)
- ・農産物の高付加価値化などによる所得確保、**スマート農業による省力化**
- ・魅力ある働く場の確保(**サテライトオフィスをはじめとした雇用の場の創出**)
- ・**安定的な医療体制の確保(病院、診療所の老朽化や医師不足への対応)**

※( )内は、前方針策定時の数値

#### イ) 上下水道の整備状況

・水道普及率		・水洗化人口率	
長浜市	98.9%(99.7%)	長浜市	94.1%(98.1%)
高島市	95.7%(99.3%)	高島市	98.9%(96.0%)
県全体	99.7%(99.2%)	県全体	94.0%(92.2%)

污水処理施設については、これまでの過疎対策でも重点的に取り組んでおり、過疎地域の整備は比較的進んでいる。  
 ※( )内は、旧余呉町、旧朽木村の数値。今回策定する方針では、事業の広域化や過疎区域の増加等により、区域単位の数値を拾えないことから市全域の数値を記載。

#### エ) 医療施設等数

・病院数		・一般診療所数	
旧虎姫町	0か所	旧虎姫町	2か所
旧木之本町	1か所	旧木之本町	7か所
旧余呉町	0か所(0か所)	旧余呉町	5か所(4か所)
旧西浅井町	0か所	旧西浅井町	5か所
旧朽木村	0か所(0か所)	旧朽木村	4か所(4か所)
県全体	58か所(58か所)	県全体	1,104か所(1,049か所)

一般診療所は全地域に存在し、医療体制については一定整備されている。

# 滋賀県過疎地域持続的発展方針(案)【概要版】

## 3 過疎地域の持続的発展の基本的な方向

### (1) 過疎地域の魅力

- ・生物多様性保全、二酸化炭素吸収などの地球環境保全、水源涵養保全
- ・地域に暮らすことで守られてきた豊かな自然や歴史、文化
- ・田舎暮らしを求めて都会から地方へ移り住みたいというニーズの高まりへの対応

### (2) 基本的な方向

過疎地域の持続的発展にあたって、次の4点の基本的な考えに沿って取組を推進

①多様な主体と幅広く連携したソフト事業の取組の充実および**人材の育成・確保**

②過疎地域の魅力、資源を活かした**多様な関わりの創出**

③**情報通信技術の活用**

④過疎地域の実情や過疎地域を抱える市のまちづくりの考え方を尊重

### (3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

本県の過疎地域はいずれも市の一部の区域であることから、それぞれの市が策定した総合計画等に基づき、区域の持続的発展を図っていく。

### (4) 県の責務

県は、社会経済情勢の変化を踏まえ、全県的な見地から、過疎地域の市町の区域を超える広域的な施策を担うとともに、市町相互間の連絡調整ならびに市町に対する人的および技術的援助その他必要な援助を行うよう努める。

### (5) 方針に基づく計画の策定

この方針に基づき、過疎地域を有する長浜市および高島市において、過疎地域**持続的発展**市町村計画を定める。また、県は長浜市および高島市に協力して講じようとする措置について滋賀県過疎地域**持続的発展**計画を定める。

## 4 過疎地域における移住および定住ならびに地域間交流の促進に関する事項

- ・地域における受入体制の整備
- ・**関係人口の創出**
- ・都市農村交流の推進

## 5 過疎地域における農林水産業、商工業、**情報通信産業** その他の産業振興および観光の開発に関する事項

### (1) 農業の振興

- ・営農体制の構築
- ・**スマート農業による省力化**

### (2) 林業の振興

- ・林道等の生産基盤の適切な維持管理
- ・森林環境学習等の自然とふれあえる機会の創出と空間整備による森林の有効利用の促進

### (3) 水産業の振興

- ・稚魚放流などによる水産資源の増殖
- ・**漁業者と地域住民が連携して行う生態系の維持・保全のための活動、漁業体験等の教育の場の提供、地域における食文化継承等の取組の支援**

### (4) 商工業、**情報通信産業**等の振興

- ・地域内での経済循環につながるビジネスの創出
- ・**AI、IoT機器等の導入補助等デジタルツールの普及促進**

### (5) 観光の開発

- ・グリーンツーリズムやエコツーリズム等の着地型観光の開発
- ・受入体制や施設の積極的な更新整備

## 6 過疎地域における情報化に関する事項

- ・地域間の情報通信格差の是正
- ・非常時における情報伝達手段の強化

## 7 過疎地域とその他の地域および過疎地域内を連絡する**交通施設の整備**および**住民の日常的な移動のための交通手段の確保**に関する事項

- ・近隣地域等との道路網の整備
- ・道路等の融雪施設等の整備
- ・**鉄道駅におけるバリアフリー化等の整備促進**
- ・地域の実情に応じた交通手段の確保

## 8 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

- ・**広域連携の推進等による水道事業の基盤強化**
- ・**雨水排水・浸水対策の実施**

## 9 過疎地域における**子育て環境の確保**ならびに高齢者等の保健および福祉の向上ならびに増進に関する事項

- ・NPOなど多様な主体と連携した子育て支援のための地域ネットワークの構築
- ・地域全体で高齢者を支える仕組みづくり

## 10 過疎地域における医療の確保に関する事項

- ・**市立病院や診療所の老朽化した施設の整備や医療機器の更新**
- ・**ICTを活用した医療の確保**

## 11 過疎地域における教育の振興に関する事項

- ・地域の特色を活かした教育、地域住民との交流活動が展開できる学校づくり
- ・**スポーツ振興の核となる人材の育成・確保**

## 12 過疎地域における集落の整備に関する事項

- ・地域づくりに係る専門的人材の紹介・派遣
- ・生活不安を解消するための事業の実施

## 13 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

- ・伝統的な行事等の県内外への情報発信
- ・後継者やボランティア、応援団の確保・育成

## 14 過疎地域における**再生可能エネルギーの利用の推進**に関する事項

- ・**再生可能エネルギーの利用促進**
- ・**地域の未利用資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進**